

総務部 入札談合行為の排除・未然防止のための取組 ～発注機関との会議等を開催～

Soumubu

「入札談合」は、国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為で独占禁止法で禁止されています。事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は厳正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

このため、公正取引委員会では、入札談合の未然防止を徹底するためには、発注機関側の取組が極めて重要であるとの観点から、毎年、国や地方公共団体等が実施する独占禁止法及び入札談合等闇与行為防止法の研修会に講師を派遣したり、独自に研修会を開催するなど積極的な取組を行っています。

沖縄県内においては、沖縄総合事務局公正取引室が、県内に所在する国の機関

等を対象とした「公共入札に関する連絡担当官会議」を開催し、協力体制強化を図るとともに、沖縄県及び県内市町村等の調達担当者を対象とした「入札談合問題に関する研修会」に講師派遣を行っています。

本年度、公正取引室は、昨年12月21日に那覇市おもろまちの那覇第2地方合同庁舎において「公共入札に関する連絡担当官会議」を開催(34名出席)したほか、同月22日には那覇市の沖縄県庁講堂において「入札談合問題に関する研修会」に講師派遣(76名出席)を行いました。

また、本年度から、新たな試みとして、各地に出向いて研修会を開催しており、昨年11月26日に、北部広域市町村圏事務組合との共催により、名護市を始めとした沖縄県北部地域12市町村の調達担当者等を対象とした研修会を開催(51名出席)しました。

これらの会議や研修会では、当室から独占禁止法やいわゆる官製談合防止法について過去の入札談合事件を紹介しながら



説明を行い、参加された皆さんには、独占禁止法等への理解を深めるべく熱心に聞き入っていました。

なお、当室では、県民の皆様からの独占禁止法又は下請法に違反する疑いに関する情報(申告)を受け付けております。

○申告窓口

総務部公正取引室
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館6階
TEL 098-866-0049

財務部 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を開催

Zaimubu

1月16日(土)、「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を金融庁と共同で開催し、地域住民の方々約130人が参加されました。

このシンポジウムは、金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解し、自らの判断と責任でこれらを主体的に選択できるよう、金融の仕組みや取引

ルール等に対する国民の知識・理解を深めることを目的に開催したものです。

今回のシンポジウムでは、竹澤沖縄総合事務局長の挨拶の後、FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役の神戸孝氏が「『守りながら増やす』これからの資産運用」と題して講演し、個人投資家がとるべき投資に関する基本的な考

え方を紹介するとともに、NPO法人消費者センター沖縄の小那覇涼子理事長による金融トラブル事例のプレゼンテーションが行われました。

また、藤沢久美氏(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)をコーディネーターにパネルディスカッションが行われ、神戸孝氏、永田均氏(琉球大学法科大学院教授)、小那覇涼子氏、宮里一氏(株琉球銀行営業統括部長)の各パネリストから、資産運用に関する留意点、金融トラブルに巻き込まれないために必要な構えや金融機関側から見た投資に関する視点など、活発な議論が交わされました。

参加者からは、「いろいろ得るものがあり、とても有意義なシンポジウムだった。」、「消費者の知識を深めるため、これからも開催してほしい。」等の感想が多く寄せられました。



財務部 「地域密着型金融に関するシンポジウムinおきなわ」を開催

2月4日(木)、沖縄県立博物館・美術館講堂において、財務部主催による「地域密着型金融に関するシンポジウムinおきなわ—金融円滑化と沖縄において求められる金融機関の役割について—」が開催され、一般の方々をはじめ、金融機関、商工団体、行政機関など約140名が参加しました。

このシンポジウムは、地域金融機関(地域銀行及び信用金庫)による地域密着型金融に関する取組内容等を広く地域の皆様に紹介するとともに、地域金融機関に対し取組の動機付けを行い、地域密着型金融の一層の推進等を図ることを目的に開催しており、今回で4回目となります。

シンポジウムでは、竹澤沖縄総合事務局長の挨拶の後、沖縄銀行の「STRONG RELATION」活動が特色ある

取組事例として報告され、竹澤局長より顕彰されました。

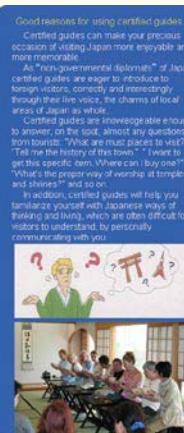
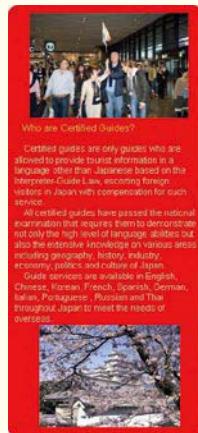
続いて、山内眞樹氏(公認会計士)をコーディネーターに、稻嶺盛福氏(沖縄県中小企業団体中央会副会長)、野中正信氏(宜野湾市商工会事務局長)、永田均氏(琉球大学法科大学院教授)、城間貞氏(公認会計士)、安里昌利氏(沖縄県銀行協会会長)、池端透氏(琉球銀行常務取締役)、山城輝雄氏(沖縄海邦銀行取締役審査第一部長)をパネリストとして、「金融円滑化と沖縄において求められる金融機関の役割について」をテー



マにパネルディスカッションが行われ、地域金融機関の今後の役割・方向性などについて予定時間をオーバーするほど熱心で活発な意見が交わされました。

運輸部 平成21年度 通訳ガイド制度周知強化月間の実施について

有資格通訳ガイドの確保のため、平成18年4月1日から通訳ガイドへの参入規制の緩和等を内容とする改正通訳案内士法等が施行されるとともに、平成18年度から海外でも通訳案内士試験が実施されており、これを受けまして、平成17年度の第1回を皮切りに、「通訳ガイド制度」周知活動を実施しているところであり



通訳ガイド制度に関するリーフレット(英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字))

ますが、平成21年度も引き続き、無資格通訳ガイドを排し、有資格通訳ガイドの活用を促す観点から、「通訳ガイド制度周知強化月間(2/1~2/26)」として実施しました。

その際には、幅広い観光関係者の協力を得て、首里城を訪れている外国人旅行者やビジット・ジャパン案内所、インバウンド取

扱旅行業者等を対象に、通訳ガイド活用のメリットに加え、特に
 ①無資格ガイドが違法であること(50万円以下の罰金)、②平成18年度より海外4都市(ソウル市、北京市、香港及び台北市)でも通訳案内士試験を実施していること、
 ③都道府県の区域内

でのみ活動できる「地域限定通訳案内士」資格制度が創設されており、沖縄県でも導入されていること、の3点に重点を置いて周知を図りました。



ビジット・ジャパン案内所への周知活動(那覇空港内)



観光地における個別指導及び周知活動(首里城)